

認定基準

<p>共通事項</p>	<p>必須項目</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この要綱に定める趣旨に賛同し、積極的に地場産品に活用し、PRしていく意思があること。</li> <li>2 協議会又は市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力すること。（関連事業例：キャンペーンイベント、チラシ、パンフレット等の設置、各種調査等）</li> <li>3 市のホームページ及び広報紙により、推進の店として紹介されることに承諾すること。</li> <li>4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守していること。</li> <li>5 飲食店及び宿泊施設については、食材として使用している地場産品を常にメニュー表、掲示版等で分かりやすく表示していること。</li> </ol>
<p>小売店  (ただし、直売所を除く。)</p>	<p>2項目以上必須</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年間を通して地場産品を取り扱い、地場産品である旨を表示し、販売すること。</li> <li>2 他の商品とは別に地場産品の売り場を設置し、地場産品である旨を消費者に分かりやすく表示し販売すること。</li> <li>3 地場産品の販売を継続的に増やしていくよう努めること。</li> </ol>
<p>直売所</p>	<p>2項目以上必須</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地場産品を年間200日以上販売すること。</li> <li>2 地場産品であることを分かりやすく表示し販売すること。</li> <li>3 市産の農産物等が量的に5割以上であること。</li> <li>4 地場産品が量的に7割以上であること。</li> </ol>
<p>飲食店  宿泊施設</p>	<p>2項目以上必須</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年間を通して、常時1品目以上、地場産品を使用した料理等を提供すること。</li> <li>2 年間を通して、地場産品を主たる食材に使用する料理等を提供すること。</li> <li>3 市産米の使用に積極的に努めること。</li> <li>4 地場産品を使用するメニューを増やしていく意欲があること。</li> </ol>
<p>食品加工所</p>	<p>2項目以上必須</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地場産品を主たる原材料として使用した商品を1品目以上製造していること。</li> <li>2 地場産品の原材料を使用していることを原材料表示、ラベル等により消費者に分かりやすく表示しPRしていること。</li> <li>3 地場産品を原材料とした商品等を増やしていこうとする意欲があること。</li> </ol>